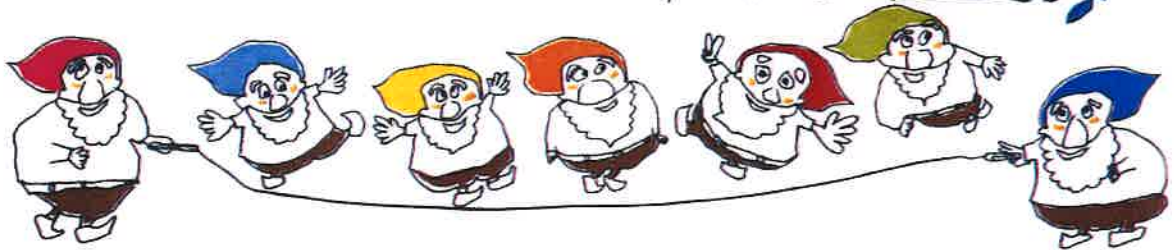


重要事項説明書

かすみ 保育園



1 事業所の名称等

(1) 施設の概要

- ①施設の種類 小規模保育事業 A 型
- ②名 称 特定非営利活動法人 かすみ保育園
- ③所 在 地 浦添市西原4丁目10番19号
- ④定 員 19人
- ⑤施 設 長 比嘉 ひろえ
- ⑥建物の構造 コンクリートブロック造
- ⑦ 保育室等 0 歳 児 室 (20.76 m²)、1 歳 児 室 (24.13 m²)、
2歳児室(18.82 m²)、調理設備、トイレ
- ⑧屋外遊戯場 敷地内園庭、つなひき公園(代替園庭)
- ⑨認可日(保育事業開始日)平成27年 10 月1日認可(平成24年 4 月1日開業)

(2) 設置者

- ①設 置 者 比嘉 ひろえ
- ②住 所 浦添市当山 2 丁目 19-5
- ③電 話 番 号 098-875-0886

2 事業の目的及び運営の方針

- (1)当園は、保育を必要とする乳児及び幼児を日々受け入れ、保育事業を行うことを目的とします。
- (2)当園は、法令等を順守し、事業を実施するものとします。
- (3)当園は、保育所保育指針(平成20年3月28日厚労告141号)に準じ、小規模保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供するものとします。

3 提供する保育の内容

- ・特定地域型保育 ・延長保育 ・一時預かり保育

4 職員の配置状況

職名	人数	職名	人数
施設長	1人	栄養士	嘱託 1 人
保育士	8人	調理員	2人

5 保育を提供する日

保育を提供する日は月曜日から土曜日までです。

ただし、日曜日及び祝日、慰霊の日、年末年始(12月29日から1月3日まで)は休園となります。

6 保育を提供する時間

次の時間帯のうち保育を必要とする時間

	開所時間	保育標準時間利用時間帯	保育短時間利用時間帯
月曜から金曜日	7時30分から20時00分	7時30分から18時30分 ※開所時間において当該時間帯を超えた利用は延長保育となります。	8時00分から16時00分 ※開所時間において当該時間帯を超えた利用は延長保育となります。
土曜日	7時30分から18時30分	7時30分から18時30分 ※延長保育はありません	8時00分から16時00分 ※開所時間において当該時間帯を超えた利用は延長保育となります。

7 利用料金

(1) 特定地域型保育に係る利用者負担(保育料)

支給認定証の発行を行った市町村が定める利用者負担額(月額)を、お子さまの保育を実施する月の前月末日までに(契約期間の始めの月は契約期間の始めの日までに)、当園へお支払いただきます。なお月途中の利用開始、利用終了時の保育料は、浦添市指定の方法によります。

(2) 延長保育料等

区分	料金
保育標準時間利用時間帯を超える利用 (合計11時間/日以内の場合)	最初の1時間 3,000円/月契 300円/日契
保育短時間利用時間帯を超える利用 (合計8時間/日以内の場合)	最初の1時間 2,500円/月契 250円/日契

(3) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

ア 行事等で使用する園Tシャツ・・・1,500円 ～ 1,800円

8 利用にあたっての留意事項

(1)(告知・報告)

保護者は、保護者の乳幼児の安全かつ適切な保育を確保し健全な発育を図るため、乳幼児の生育歴、家庭環境、健康状態等保育上必要な事項を当園に告知していただきます。併せて、保護者と当園は、乳幼児の健全な発育を図るため、乳幼児の日々の健康状態及び保育状況等について、相互に緊密な連絡に努めます。

(2)(保育不可日)

当園では、次の各号のいずれかに該当する場合は、乳幼児の保育を行わないことがあります。

ア 甲の乳幼児が伝染性の病気で、他の乳幼児に伝染するおそれがあるとき。

イ 甲の乳幼児が病気等で健康を損ない、通常の保育が困難であるとき。

ウ 災害の発生、または発生のおそれがあり、危険が想定されるとき。

(3)(不正行為への対応)

当園では、保護者が偽りその他の不正な行為によって地域型保育給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付して浦添市に通知いたします。

9 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了するものとします。ただし、第一号に該当する児童が特例給付の対象となる場合については、浦添市と協議のうえその取り扱いを決定するものとします。

(1)利用乳幼児が満三歳に達した年度の3月31日を経過したとき

(2)保護者が支給認定要件に該当しなくなったとき

(3)その他利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

10 連携施設

社会福祉法人 琉和の里福祉会 うらら保育園
浦添市当山2丁目40番20号

(1)連携内容

ア 卒園後の進級先としての支援

イ 交流保育

11 嘱託医

当園では、以下の医療機関を嘱託医(かかりつけ医)としています。

(1)内科医(小児科)

- ①医療機関の名称 向井わらびクリニック
- ②所在地 浦添市経塚 633 番地 メディカルKプラザ4F
- ③電話番号 098-894-3645

(2)歯科医

- ①医療機関の名称 ながみね歯科
- ②所在地 浦添市西原 5-11-3 ウインドエム 1F
- ③電話番号 098-876-6086

12 健康診断

浦添市条例に基づき、定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法(昭和 33 年法律第 56 号)に規定する健康診断に準じて実施します。

13 児童に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額

(1)賠償責任保険

- 施設賠償責任 保険金額 身体 1事故 200,000 千円
- 生産物賠償責任 保険金額 身体 1事故 200,000 千円 1人 100,000 千円

(2)傷害保険

- 死亡 30,000 千円 後遺障害 880 千円～40,000 千円
- 入院 通院 5,000 円／月～

14 苦情を受け付ける担当職員の氏名及び連絡先

- ①担当職員 保育士 宮城真由美
- ②ご利用時間 月曜から土曜日 7:30～18:30
- ③電話番号 098-943-5120
- ④第三者委員会

氏名 新垣 有三	役職名 西原二区自治会長
氏名 久松 真	役職名 西原一区自治会長

15 緊急時の対応

保育中に、お子さまの健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、お子さまの保護者の方があらかじめ指定した緊急連絡先に連絡します。また、嘱託医又は子どもの主治医に相談する等の措置を講じます。

保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ当園が責任を持って、しかるべき対応を行いますので、あらかじめ御了承願います。

16 非常災害時の対応

非常災害に関する具体的な計画を立て、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月1回以上避難及び消火、救出その他必要な訓練を実施しています。

- ①指定避難場所 西原児童センター
- ②避難及び消火の訓練を毎月1回以上実施しています。
- ③防災設備
消火器、非常持出袋(非常食・飲料水・おむつ等)

17 保育日課

7:30～ 開園(順次登園)

視診(家庭連絡)・排泄

自由遊び

9:00～ 朝のお集まり(全体)

各クラス部屋へ移動

出欠確認

おやつ

9:40～ 設定保育

10:30～ 乳児昼食

片付け・沐浴

11:00～ 排泄・手洗い

食事の準備

1歳児クラス昼食

片付け・沐浴

11:30～ 排泄・手洗い

食事の準備

2歳児クラス昼食

片付け・歯みがき・シャワー

12:00～ 午睡

15:00～ おやつ

16:00～ 帰りの準備

順次降園

うた・絵本・手遊び

16:30～ 合同保育

18:30～ 延長保育

19:30 閉園

18 年間行事予定

老人施設・地域のイベント等出演
音楽発表会

19 ご利用にあたって

(1)利用開始の際に用意していただくもの

- ・住所を確認するもの
- ・保護者の緊急連絡先
- ・児童の健康や体調を確認するもの

(2)毎日持参いただくもの

- ・着替え
- ・連絡帳
- ・タオル
- ・ビニール

(3)その他の留意事項

当園における保育・教育の提供を開始するにあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

施設名：特定非営利活動法人 かすみ保育園

所在地：浦添市西原4丁目10番19号

説明者職名：施設長 比嘉 ひろえ

私は、書面に基づいて小規模保育事業 特定非営利活動法人 かすみ保育園の利用にあたっての重要事項の説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

保護者住所：

児童氏名：

保護者氏名：

印

児童から見た続柄：